

村民の皆様へ

北塩原村役場 住民税務課

令和8年度(令和7年分) 個人住民税(村・県民税)の申告について

本村税務行政につきまして、日頃より格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

この申告は、令和8年度の村県民税額を計算する際の基礎資料となるものです。下記事項に留意のうえ、**申告期限の令和8年3月16日(月)まで**にお忘れなく申告してください。また、**令和7年分の所得税の確定申告**も併せて実施します。確定申告で虚偽の申告を行った場合、税務調査の対象となり非常に重いペナルティ(追徴課税や刑事罰)が科せられますのでご注意ください。

※e-Taxの利用や申告書を自宅で作成できる方は作成していただき、会場の混雑回避にご協力をお願いします。

◆申告をしなければならない方(令和8年1月1日現在、北塩原村に住所を有する方で、次の所得があった方)

1. 営業、農業、その他の事業を営んでおり、不動産、地代、家賃、配当、譲渡、年金(雑所得)、報酬等の所得があった方。
2. 給与所得のほか、上記の所得があった方。
3. 給与所得のみの方で、令和7年中に退職された方。(源泉徴収票をご持参ください。)
4. 給与所得のみの方で、事業主から村役場へ給与支払報告書(源泉徴収票)の提出がなかった方。(月別収入明細をご持参ください。)
5. 給与所得を2つの事業所から支払いを受けており、年末調整していない方や日当(アルバイト等)所得者。

◆所得がなかった方についても、その旨を申告する必要があります。(住民税務課まで電話等でご連絡ください)

なお、申告がなかった場合は未申告者とみなされ、一部の住民サービスを受けられない場合があります。

◆申告をしなくてもよい方

1. 年金収入等の収入が400万円以下(国民・厚生・共済等)の方で、雑所得以外の所得金額が20万円以下の方、所得控除(扶養・障害・生保・医療費控除等)がない方。(参考…年金所得が0円になる方は、昭和36年1月2日以降に生まれた方(年齢65歳未満の方)は公的年金総収入額60万円まで、それ以前に生まれた方(年齢65歳以上の方)は公的年金総収入額110万円までが所得0円となります)
2. 一つの事業所のみにお勤めで、すでに年末調整をされた方のうち、他に収入(所得)や控除等がない方。
3. 税務署やご自宅で所得税の確定申告をされる方は、住民税の申告書を提出する必要はありません。

◆申告相談会場を裏面のとおり開設します。(行政区ごとに日時を指定しますので、裏面をご確認いただき、ご来所のうえ申告してください。)

なお、指定日にご来所できない・申告日を変更したい場合、事前に連絡のうえ**3月16日(月)**までに申告してください。

◆申告の際にお持ちいただくもの。(必ずご一読ください。書類に不備がありますと受付が出来ないため何度も来ていただくことになります。)

1. 印鑑(通帳用)及び通帳。(営業や農業、不動産業等の自営業者の方は必ず通帳を持参してください。)
2. 本人確認書類。(マイナンバーが確認できるもの。例として①～③のいずれかのもの。)
「①マイナンバーカードの両面」、「②運転免許証等の顔写真付きの身分証明書」、「③マイナンバーが記載された住民票の写しと運転免許証等の顔写真付きの身分証明書」など
3. 給与所得者・年金受給者…源泉徴収票、源泉徴収票のハガキなど、収入額の証明となるもの。
4. 営業所得や農業所得、不動産所得、その他の所得者…必ず収支計算による申告となります。収支に関する諸帳簿や収入金、支払経費等を証明するものを持参してください。
5. 農業所得者…収支計算ノートを作成のうえ申告会場へお越しください。
必要な書類の例としては、農協の仮渡票、個別販売明細書等、通帳(販売収入・精算金・補助金等の確認等)、受取小作料、農業災害証明書(共済組合発行・共済組合に水稻の被害を申請された方)などを整理して、申告会場に持参してください。
※JA発行のマネージメントを作成している方はマネージメントも持参してください。
6. 土地・建物等の資産を売却した方…売買契約書や入金額が分かる書類、必要経費が分かる書類を持参してください。
※なお、公共事業等による収用の場合は、公共事業の施行者から公共事業用資産の買取り等の申出証明書や買取り等の証明書など、一定の書類を添付しなければ特別控除を受けられませんのでご注意ください。
7. 令和7年中に支払った国民健康保険税・国民年金・介護保険料・後期高齢者医療保険料・農業者年金・生命保険料・個人年金・損害(火災)保険料・地震保険料に係る領収書又は証明書。
8. 申告者本人または、扶養親族で身体障害者手帳がある方は持参してください。
9. 住宅借入金等特別控除の該当者は、関係書類(年末残高証明等)。
10. 医療費控除について…領収書の代わりに「医療費控除の明細書」(国税庁HPよりダウンロード)の添付が必要です。
11. セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)について
対象となる人は、対象となるOTC医薬品の年間購入額が1万2千円を超えた人、かつ、健康の維持増進や疾病予防のために健康診断等を受けている人が対象となります。(セルフメディケーション税制の明細書の添付が必要)
※セルフメディケーション税制は医療費控除の特例のため、通常の医療費控除との選択適用となります。併せて受けることはできません。
12. 医療費控除、セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)に関する注意事項
 - ・申請される方は、令和7年中(令和7年1月1日～令和7年12月31日まで)の領収書を**個人ごと、かつ、病院・薬局ごとに振り分け、集計**が必要です。集計していない場合、申告会場においてご自身でまとめていただきます。
 - ・「明細書」の記載用紙については、国税庁HPまたは村HPでダウンロードしてください。(村役場窓口にも備え付けます)
 - ・生命保険や社会保険から補填された金額がある場合、補填された金額が分かる支払証明書等もご持参ください。
 - ・医療費控除の領収書等は自宅で5年間保存する必要があります。(税務署から求められた場合、提示又は添付が必要なため)

《パソコン・スマホから確定申告を行うこともできます》

電子申告するには、マイナンバーカードを読み込んで申告する方法と税務署から発行されるID・パスワードをもとに申告する方法があります。いずれの方法も国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」から画面の案内に従って入力することで申告することができます。

<国税庁 確定申告等作成コーナー>

<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>



「日程表については、裏面をご覧ください。」